

(書式 1 - 4 - 2 8)

遺言により寄附行為を行う遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、財団法人〇〇育英会の設立に関し、次のとおり定款を定める。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 事務所
- 4 資産
- 5 理事の任免

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

一般社団法人及び一般財産法人に関する法律の施行により、財団法人の寄付行為は定款という名称に変更された。

定款の内容は遺言で定めることができ、遺言者は、1から5までの事項を定めなければならない（民法旧第39条、第37条）。目的と資産のみしか定めないときは、利害関係人又は検察官の請求により、裁判所がその他の事項を定める（民法旧第40条）。

主務官庁の許可申請や寄付財産の管理のため、遺言執行者を指定しておくのが相当である。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所